EU加盟準備状況と 予想されるビジネス環境の変化

(スロバキア・ラトピア・ブルガリア・リトアニア・ルーマニア)

欧州委員会は2000年11月、「EU加盟候補国の加盟準備状況についての報告書(プログレスレポート)」を公表しているが、これに対する各国の反応は様々である。スロバキア、リトアニア、ラトビアなど加盟交渉が比較的進んでいる国では、欧州委の評価に一応の満足を示したが、ブルガリア、ルーマニアでは加盟準備の遅れについて認識しているものの、欧州委の評価は公正でないと見る向きもある。第2グループとして99年12月にEU加盟交渉を開始した国々について、2001年7月9日現在の加盟交渉進捗状況をみると、リトアニア、スロバキア、ラトビアが2001年上半期に交渉速度を加速させる一方で、ブルガリア、ルーマニアの遅れが目立ち始めている。

本レポートでは、前号に続き、99年12月からEU加盟交渉を開始したスロバキア、ラトビア、ブルガリア、リトアニア、ルーマニアを取り上げ、現地側からみた加盟交渉の進捗と、貿易・投資制度などビジネス環境への影響について報告する。

政府は第一陣加盟に意欲(スロバキア)

- ウィーン・センター -

欧州委員会によるEU加盟候補各国の準備 状況に関する報告書およびニース首脳会議の 結果に対して、スロバキア政府は、EU加盟 に向けた大きな前進であると一応の満足を示 している。司法・行政改革などの遅れが指摘 されたが、正当な評価として冷静に受け止め られている一方、経済面では初めて、「機能 する市場経済」とこれまでの取り組みに対し て一定の評価を与えられた。同国政府は、加 盟第1陣を目指して国内法の整備など加盟準 備を強く推進していく意向である。

1.EU加盟交渉の経緯

スロバキアのEU加盟への歩みは、旧チェコスロバキア時代にさかのぼる。89年にEU加盟という外交方針が打ち出されたが、スロバキア政府は続いて同年10月、EUとの間で関税の撤廃や経済協力により、市場経済化を支援し、将来のEU加盟に備えることを意図した欧州協定(連合協定)に調印した。93年1月に分離独立した後も、スロバキアにとってEU加盟の実現は、最も重要な外交政策の

ひとつでありつづけた。EUとスロバキアの間の欧州協定は、95年2月に発効している。その後、スロバキアは95年6月にカンヌで開かれたEU首脳会議で正式にEU加盟を申請した。EUが初めて中・東欧諸国との加盟交渉開始を決定した97年12月のルクセンブルクEU首脳会議では、メチアル政権下における民主化の遅れなど主に政治面の問題が指摘され、正式加盟交渉が進められる第1グループには入れず、第2グループの地位に甘んじた。

98年の議会選挙で、西側社会への統合加速を目指すズリンダ政権が発足したことで、EU加盟は現実味を帯びることになった。同政権による国有企業民営化手続きにおける透明性の確保、少数言語の使用に関する権利保護法の制定など一連の民主化努力がEUから評価され、99年12月のヘルシンキEU首脳会議において、正式に加盟交渉開始が決定され、2000年2月のブリュッセル会議への参加をもって、加盟交渉がスタートした。また、2000年3月にはEU法体系のアキコミュノテール(欧州共同体の基本条約に基づく権利と義務の総体、以下「アキ」)と国内法との調和に関する協議を開始している。

2 . EUの加盟準備状況報告書での評価

欧州委員会は2000年11月に発表したEU加盟候補各国の準備状況に関する報告書(以下、プログレスレポート)のなかで、加盟のための政治・経済基準(コペンハーゲン基準)と、加盟のための義務遂行能力(アキ採択状況)およびそのための機構改革の進捗状況を各国ごとに評価している。

スロバキアは、政治基準および機構改革については、少数民族問題対策に対して一定の評価を受けたものの、司法・行政改革の遅れが指摘された。アキについては、法整備面で大きく進展しているものの、進展状況にばらつきがあるとして、一層の改革の必要性が指摘された。一方、経済基準については、一層

の改革が必要との条件付きながら、初めて「機能する市場経済」との評価を受けた。また、改革を実行すれば「EU域内で十分な競争力を持つ」との評価を受けた。この意味ではスロバキアは、加盟候補10カ国のうち、自国とブルガリア、ルーマニアを除く7カ国と肩を並べたことになる。今回のプログレスレポートおよびニース首脳会議では、スロバキアのこれまでの取り組みに対して一定の評価を与え、同国のEU加盟に向けた道を開いた点で、大きな意味を持つものであった。

3. プログレスレポート、ニース首 脳会議に対する反応

2000年11月に発表されたプログレスレポートおよび同年12月のニース首脳会議は、スロバキアのEU加盟に向けた大きな前進と受けとめられている。一方、改革の遅れについての指摘については、正当な評価として冷静に受け止められている。

(1) プログレスレポート

プログレスレポートに対する政治家、マスコミの反応は一様に、「スロバキアが前向きの評価を受けた」と好感している。特に、EUから初めて「市場経済が機能している」と評価され、さらに「中期的には市場競争に対応する能力がある」と判断されたことは、スロバキアにとって大きな前進であったと歓迎されている。

しかし、改革の遅れについては、外務省 EU加盟交渉団長官のFigel氏が「プログレスレポートはポジティブであり、それゆえ批判的でもある」と述べているように、レポートの指摘は正当なものとして受け止められている。同レポートは、司法の独立の強化、少数民族ロマ人への対応、行政機構改革が特に不十分であるとした。行政機構改革については、不安定な連立政権が、憲法改正をはじめとする諸改革の障壁になっている

と指摘している。

経済問題では、財政赤字の拡大が懸念され、 2001年度の当初予算でGDPの3.8%以内に財 政赤字を抑えることは実現困難としている。

スロバキア政府は2001年1月10日に「EU 加盟準備におけるスロバキア政府の優先課題」と題する文書を承認した。そのなかで政府は、2001年内に、EU法に沿った国内法の整備を推進すると述べている。これは、欧州委がプログレスレポートのなかで初めて加盟交渉に関するタイムテーブルを示したことに対応したものである。このタイムテーブルに沿った形で交渉を進め、第1陣と目されているルクセンブルクグループに追いつきたいという政府の強い意思を表したものといえる。

(2) ニース首脳会議

ニース首脳会議に対する政治家、政府、マスコミの関心も、プログレスレポートと同様に大変高かった。同会議終了後、政府は「2004年1月のEU加盟に向けて、制度改革を推進する」と公式表明をしている。外務大臣も、「これでEUの東方拡大の障壁は何もなくなった」との声明を出している。また政府は、EU加盟に向けた諸制度の改革の進捗に応じて、EUが加盟候補国を差別化していくことに対して支持を表明している。EUのこの態度は、ルクセンブルクグループと呼ばれる加盟第一陣への仲間入りを果たそうとしているスロバキアにとって、大きな意味を持っている。

スロバキアにとってニース首脳会議のもうひとつの重要な点は、EU拡大後に、欧州委をはじめとするEU諸機構のなかで数量的な発言権を確保したことである。政府は、今回の数字は、同規模の現EU加盟国に比して満足のいく結果であるとしている。EU加盟交渉団長官のFigeI氏は、理事会の特定多数決議決数で7票、欧州議会で13議席、欧州委員会で1委員ポストを確保したことは、他国と

のバランスを考慮すると妥当であるとの認識 を示した。

(3)産業界、国民一般の反応

産業界は、EU加盟に対して厳しい見方を示している。例えば、フォルクスワーゲン・スロバキアの取締役であるUhrik氏は、今後最高の経済状態が続いても2010年の加盟は難しいとの認識を示している。ただ、多くの経営者はEUの諸制度に調和する痛みを上回るメリットがあると認識している。スロバキア商工会議所は「EU加盟による利益は計り知れず、経済発展の原動力にもなる」と述べている。諸協定によりビジネスチャンスが増え、外資の導入による競争促進がスロバキア経済の発展に欠かせないとの認識である。

一方、世論調査によると、国民の4割は2004年か2005年に自国が加盟できると信じており、また6割がEU加盟に賛成しいている。

4. 加盟条件を満たすための取り組み

(1)国内法の整備

スロバキアはEU法体系であるアキをはじめとするEU諸法制にあわせて国内法を整えなければならない。スロバキアは93年からEUの支援を受けながら、徐々にその体制を整えてきた。また、2000年4月にはEU法採用プログラム(NPAA)を改正し、加盟のためのパートナーシップの実現に向けた手続きの優先順位を明確にした。

(2) 加盟交渉の進捗状況

加盟交渉は、アキ31項目のうち、2001年7月9日時点で29項目について交渉が始まっている。この29項目のうち19項目についてはすでに交渉が完了している。スロバキアより18カ月先行して交渉を開始したポーランドがまだ16項目の交渉しか終了していないことを考えると、スロバキアの躍進ぶりが目にとまる。今後の交渉においては、EUから要求され

ている金融監督機構の整備が大きな課題として受け止められている。

(3)財政支援、プロジェクト

スロバキアは、EUから中・東欧経済復興 基金(PHARE)、加盟農業支援(SAPARD (Special Accession Program for Agriculture and Rural Development)) 構造改善基金 (ISPA)による財政支援を受けている。93年 から99年にかけてPHAREプログラムは3億 7,000万ユーロをスロバキアに割り当ててお り、その援助対象は、政治基準(ロマ人問題 など)、経済基準 (経済改革、財務指標の導 入など)、国内市場の強化、農業、雇用およ び社会保障、環境、司法および行政能力の強 化、と広範囲に及んでいる。PHAREは(ウ クライナを除く)国境を接する近隣諸国との プロジェクトにも適用されている。スロバキ アはPHAREを通して提供される資金援助 を、中小企業、科学技術、教育などの分野を 対象に援助を受けている。また、原子力廃止 にともなう支援措置とその代替エネルギー部 門の対策費として、8年間で総額1億5,000 万ユーロが割り当てられ、99年に1,000万ユ -ロの資金援助をPHAREから受けている。

SAPARDは農業、食品、農村地域を対象とした支援策で、2002年までに1,830万ユーロの割当が予定されている。ISPAはインフラ整備や環境対策に提供される資金援助で、同じく2002年までに5,720万ユーロまでの援助が割り当てられている。

2001年の国家予算には、EUから140億スロバキア・コルナ(3億2,000万ユーロ)の資金援助が見込まれている。

5.投資インセンティブ

スロバキア政府は、99年4月にタックスホリデー(法人税免除)を含む投資優遇策を導入している。その後、2000年12月に修正法案が議会に提出され、一部否決されたものの

2001年1月に同修正法が発効している。現在 は従来法と修正法の2法が並存している形に なっている。これに加えて、現在、新投資促 進法が政府法案として準備されている(2001 年11月施行予定)。

(1) 従来法

従来の投資優遇策は、次の条件を満たす企業の法人税を、課税対象となった時点から5年間にわたり全額免除(タックスホリデー)とし、さらにその5年の間に500万ユーロ以上を再投資した場合、さらに続く5年間は法人税が50%減免されるというものである(ちなみに、現在のスロバキアの法人税率は29%)。

- ・基本資産の75%以上が外国資本であること。
- ・2003年12月までにスロバキア国内に設立 された法人であること。
- ・製造業あるいは指定サービス業(旅行業、 システムプログラミング、ソフト開発) であること。製造業の場合は製品の60% が輸出されること。
- ・製造業で500万ユーロ以上(失業率15% 超地域では200万ユーロ以上)指定サービス業で150万ユーロ以上を金融資産と して株式投資すること。

また、100人以上の雇用創出に寄与した企業は、社会保険、賃金、住宅費について補助が受けられる。土地取得や産業インフラ建設資金についても50%までの無利子融資の制度がある。

(2)2001年1月発効の修正法

これに対して、2001年1月に施行された修正法は、外国資本比率を75%から60%に引き下げ、製造業の輸出の条件を無くしている。また、最低投資額を製造業で450万ユーロ(失業率10%超地域では300万ユーロ)に、指定サービス業で200万ユーロにそれぞれ下げ

ている。また、その5年間に450万ユーロ (失業率10%超地域では300万ユーロ)以上の 追加投資を行った企業に対して、さらに続く 5年間は法人税が50%減免される。

(3)新投資促進法の準備状況

2001年11月に新たに投資促進法が施行され る予定である。これは、国内外企業を平等に 扱うことを目的に、外国資産比率条件を撤廃 しているのが特徴である。新法ではタックス ホリデーの5年から10年への延長とともに、 事業拡大を目的とした追加投資への適用も検 討されている。また、雇用創出に対する補助 や工業団地設立に際して地方自治体への助成 金も検討されている。この新法は高失業率地 域や工業団地促進を目指しており、地域開発 を目的とする国庫助成はEU法に沿ったもの である。10年間の優遇政策はEU加盟後も継 続されることを前提に策定されている。スロ バキアには工業団地などの支援についてはい まだ確固とした法律がなく、工業団地整備は 周辺諸国と比べて大きく出遅れている。現在、 Zahorie地区に計画されているユーロバレー 構想は、電子工業会や米国商工会議所が中心 になって進めており、国家プロジェクトとし ての期待が高まっている。これら工業団地設 立の支援策が整備されれば、大きな投資イン センティブ効果が期待される。

新法案では法律的な条件を満たす企業に対して、個別にスロバキア投資貿易開発庁(SARIO)と経済省を通じて申請内容が査定され、投資優遇策の金額などが決定されることになっている。

この新法が施行されれば、チェコ、ハンガリー、ポーランドと遜色のない優遇策を持つことになる。なお、この新法案が施行されても、従来の2法の効力は失われることはないとされている。

6. 進出企業のEU拡大に関する認識 と対応(インタビュー)

(1)米国企業の投資状況

スロバキアに進出している外国企業は、2000年9月の国別の直接投資統計によると、ドイツが全体の42%を占め、オーストリアが14%と続き、欧州が全体の8割以上を占めている。そのなかで、米国は10%に相当する直接投資を行っている。主な米国の進出企業は、家電メーカーのワールプール、電機モータメーカのエマーソンエレクトロニック、自動車部品メーカーのジョンソンコントロール、外食産業のマクドナルド、鉄鋼メーカーのUSスチール、コンピュータメーカーのIBMなどがある。そのほか、統計には表れていないが、欧州本社を通じてスロバキアに進出している米国系企業も多数ある。

(2) EU加盟のメリットとデメリット

スロバキアに進出している米国系企業は、スロバキアがEUに加盟した場合、デメリットよりメリットの方が断然大きいと述べている。特に、関税の引き下げや市場経済、政策の透明性確保など、米国企業の求めるものが実現に向かうとして、EU加盟に向けての動きを歓迎している。

デメリットとして想定される人件費の上昇については、「人件費は上昇するだろうが、生活レベルの向上によって購買力が増すことから、再投資による生産性向上という循環が生まれる。このような健全な経済発展はむしろ歓迎されることである」と答えている。米国系企業は、労働コストは企業の進出理由の一部にしか過ぎないという認識に立っており、人的資源という意味では、今後コストが上昇しても、優秀な人材教育から生まれる質の高い労働力は大きな魅力であり続けると考えている。

また、国営鉄鋼メーカVSZの買収を通じて

スロバキアに進出したUSスチールは、「VSZ の比較的新しい工場設備と労働コストの低さもさることながら、同社の顧客であるフォードやゼネラルモーターズ、ワールプールが中・東欧に進出していることも魅力であった。今後、国内市場も拡大するであろうが、周辺国の市場拡大を見込んでのスロバキア進出である。」とその進出理由を語っている。

(3)投資優遇策について

米国系企業は、現行の投資優遇策は2003年 までに設立された企業が対象であることか ら、EU加盟後も有効であると考えており、 特段の対策は講じてないとのことであった。 「もちろん、2004年以降の新規進出企業については現行の優遇策が適用されないであろうが、競争が激しくなることは、健全な市場経済の宿命なので、それを受け入れることに抵抗はない」としている。

(4)インフラ整備状況

インフラについては、メチアル政権時代の公共投資乱発により、財政負担が深刻になっており、その整備状況は危惧している。道路と空港網の整備を要求しており、2001年2月に米国航空会社のスロバキア航空業界への参入が合意されたので、今後整備されることを期待している。

民営化後の財政基盤強化が課題(ラトビア)

- ストックホルム事務所 -

95年10月にEUへの加盟申請を行ったラトビアは、2000年2月より加盟交渉を開始し、加盟条件を満たすべく諸分野の制度改革を行っている。EU委員会が2000年11月に発表したプログレスレポートによると、国営企業の民営化や銀行部門の整理統合などで進捗が見られる一方、民営化完了後の中期的な財政基盤の強化や、経常収支の改善、市場参入手続きの簡素化・透明化による国内企業の育成などが課題となっている。

一方、2000年12月のニースでのEU首脳会議の結果について、政府は欧州委員会の定員増や加盟候補国が個別に扱われるようになったことに賛意を示したが、特定多数決の持ち票の少なさに対し、政府高官、有識者などから外交努力が不足していたとの批判もみられた。また産業界では競争力に自信のある産業部門はEU入りを望む一方、発展の遅れている産業部門は加盟に消極的となっているなど、業種間で温度差が見られる。さらに同会議の結果に消極的な反応を示したラトビア国民に対し、

EU加盟の持つ意味や関連情報を組織的に提供する必要性があるとの意見が出ている。

1.加盟交渉の推移

ラトビアのEU加盟交渉は2000年2月に正式に開始され、EU加盟に向けて新たな段階を迎えることとなった。

加盟交渉はアキコミュノテール(EU法体系の総称)31項目について、各項目ごとに行われている。加盟交渉に先だって、ラトビアとEUの両者はまず全項目におけるそれぞれの立場を議論の中で表明しなくてはならない。その後、加盟交渉はラトビアが多くの要求基準や義務を果たさなくても良いような簡単な項目から始められる。ラトビアが移行期間やEUのアキコミュノテールを損ねる要求を望むようなより難しい問題はその後に議論される。

2 . EU加盟準備の進捗状況

2000年はラトビアがEU加盟に向けて前進

を続けた年であった。ラトビアの加盟準備の 進捗状況は、欧州委による「プログレスレポ ート」で毎年評価されている。この報告は、 有効に機能している市場経済の存在、

EU内の競争圧力と市場諸力に対処できる能力、 加盟国としての義務を果たすことのできる能力、の3つの基準に基づいて加盟準備の進捗状況を分析している。

(1) 有効に機能している市場経済の存在

ラトビアでは2000年5月に連立政権が発足したが、経済政策は従来の方針に沿って行われている。その重要な目標は、財政基盤の強化と年金改革、大型企業の民営化、失業率の低下である。99年2月、政府は欧州委との間で、2003年までの中期経済戦略に基づく経済政策の優先順位に関する共同評価協定に調印した。これはマクロ経済の安定維持と構造改革の加速を目指した経済政策の枠組みを創設するものであった。

企業の民営化については完了に近いが、いくつかの大型企業の民営化計画は、過去2年間遅延している。具体的には、ラトビア海運会社ラスコ(Lasco)、エネルギー供給公社ラトベネルゴ(Latvenergo)、電話通信会社ラットテレコム(Lattelekom)などの民営化である。2000年3月、ラトビア民営化庁(LPA)はガス会社ラトビヤス・ガゼ(Latvijas Gaze)の26.85%の株式を売却した。これは現在までのところ最大の民営化であり、収益は約4,000万ユーロにのぼった。

財政については99年末、ラトビアはIMFとの間で厳しい改革プログラムに合意した。改革プログラムの力点は、財政赤字を99年のGDP比4%台から2000年に2%、2001年に1%台へと減少させることに置かれた。中でも社会保障部門が赤字の約3分の1を占めることから、政府はこの部門の赤字の削減を約束した。しかし、最近の財政政策の動きを見ると、政府はその目標を達成することができず、

財政改革の動きはより遅いペースで進みそうである。2000年の夏に、政府は同年の一般補正予算案を提出した。この予算案によると、財政赤字はGDPの2.7%に増加することが見込まれ、これはIMFと合意した2%の目標を大きく上回っている。さらに2001年の予算案では、一般政府予算の赤字をGDP比1.75%と見込んでいる。

政府債務は99年末の時点でGDP比13.9%と依然として低い水準にあるが、前年比26%増となった。これは民営化による収入が予想より低かったためである。民営化による収入は予算の運営において今後も引き続き重要な役割を果たすであろうが、民営化収入が今後減少することを考えれば、中期的には財政基盤の強化を継続することが肝要である。

経常収支の赤字は依然としてラトビア経済の最大の弱点である。99年の経常赤字はGDP比10.2%を記録したが、2000年の第1四半期には、GDP比4%にまで改善した。

価格の自由化も進んでおり、現在、価格が 規制されているのは消費者物価対象品目の 22.3%である。貿易と外国為替システムにつ いてはすでに自由化されている。

民間部門はGDPの68%を占め、就業人口の約7割がこの部門に属している。工業、農業、商業の分野では、90%以上が民営である。土地登記制度の改革と国の地籍登録の完了により、土地の民営化も進展してきた。

株式所有とコーポレートガバナンスの発達についてはまだ改善の余地がある。このためには、金融システムと競争・倒産・登記・所有権の移転・執行に関する法制度の整備が必要である。しかし、企業の法的枠組みについては概ね整ってきている。2000年春に新しい商法が採択され、行政手続の合理化、EU基準に適合した規則の整備、会社登記の簡略化がなされた。会社登記は良好に機能しており、99年には8,200社余りが登記され、2,400社近くが清算された。2000年上半期には約3,900社

が新たに登記され、約1,100社が清算された。

銀行部門のリストラはほとんど完了し、ほ ぼすべての銀行が民営化されている。この結 果政府が所有しているのは商業銀行1件だけ である。99年には、2件の合併と2行の閉鎖が あり、銀行数は23行に減った。銀行の全資産 の62.3%は外国資本の所有であり、ラトビア における外銀の子会社は6件、支店は1件で ある。銀行部門では、近い将来に更なる整理 統合が予想されている。2000年8月には他の 外銀がラトビヤス・ユニバンカ(Latvijas Unibanka)を含むバルト地域の3つの子会社 を100%買収する計画を発表したが、これは バルト地域で最大の金融グループを形成する ことになるとみられる。近年、銀行セクター はかなり強化され、信用規制と厳しい銀行監 査の導入により、銀行経営について適切な枠 組みが設置された。98年のロシア通貨危機の 結果、監査と規則は更に強化されており、銀 行の資本状態は概して良好である。債権機関 法は自己資本比率の最小限度を10%と定めて いるが、99年末の時点で平均の自己資本比率 は15%に達し、その後16%台にまで上昇して いる。ノンバンク金融部門も、まだ発展途上 ではあるが拡大を続けている。保険、リース 会社の中にはラトビア市場にうまく参入して いるものもある。

資本市場も発展している。リガ株式市場では70社以上の企業が上場され、株式の時価総額はGDPの14.2%に達する。ラットテレコムなどの有望国営企業の民営化は、この割合を押し上げると見込まれている。

このほか政府は金融市場の安定と安全性を 強化するため、金融部門の監督機関を一本化 する予定である。2000年6月、議会は、ラト ビア銀行の監督部を含めた既存の金融部門の 監督機関の一本化に法的根拠を与える金融・ 資本市場監督委員会法を可決した。

総合的に見ると、ラトビアでは市場経済が 機能していると考えられる。マクロ経済は安 定しており、金融部門も現在良好に機能している。構造改革においても大きな進展があった。市場経済の法的枠組みはほぼ整備され、市場の参入・撤退メカニズムは徐々に機能しつつある。ただし経常赤字は制御可能な範囲にとどめなくてはならないし、持続的な財政引き締めを優先的に行う必要がある。また企業の民営化はこれ以上遅れることなく、透明性を確保した上で行われるべきである。

(2) EU内における競争圧力と市場諸力に対 処できる能力

ラトビアの労働者は比較的教育水準が高く、外国投資の代表的な誘因となっている。しかし、構造的不況の深刻化という難しい問題に対処するため、人的資本に対して大幅な投資を行う必要がある。大企業のリストラ、農業部門の雇用調整、絶え間ない技術革新により、一時的な失業者の増加が見込まれ、再雇用にあたり、訓練が必要と考えられる。この点で、経済成長への労働市場政策が必要となる。失業率の地域間格差についても、より大局的な経済発展という文脈の中で問題を捉える必要がある。

投資成長率は96年と97年に年間約20%に達し、98年にはさらに加速して27.3%となった。この成長の主な要因は、民営化と新規投資に関する外国直接投資の流入であった。ロシア通貨危機後の99年には全体の投資額は減少したが、外国直接投資はゆるやかながら増加を続けている。総固定投資の対GDP比は99年に25%に達したが、ラトビア経済の生産性向上のためには、一層の増加が求められよう。

貿易面では対ロシア・CIS貿易から対EU貿 易への切り替えが更に進んでいる。EUへの 輸出シェアはここ数年大きく増加し、2000年 第1四半期には全輸出額の68%に達した。こ れは部分的にはCIS諸国への輸出の減少を反 映しているが、製造業部門における生産性の 向上も影響している。EU向け輸出の半分以上は木材および木製品で、これに繊維製品が続いており、これらの輸出産業は外国投資に支えられてその生産性を向上させつつある。輸出部門の生産の大部分は比較的低い労働コストに依拠しているが、付加価値を向上させるための努力がなされており、品質と経営能力の向上がラトビア商品の競争力の上昇を支えている。一方、EUからの輸入シェアは99年54.5%、2000年第1四半期に53.5%であった。EUからの輸入で最大の品目は機械・設備で99年のシェアは27%、続いて農産品が同11%であった。こうした輸出入構造は、EUとの間では産業内貿易があまり行われていないということを示している。

ラトビア経済において最も活動的なのはサービス部門である。サービス部門は輸出全体の3分の1を占めるが、その主な理由はラトビアが西欧とロシアを結ぶ輸送ルートの役割を果たしているからである。輸送貿易はラトビアで発展しつつあるサービス部門の最も重要なものの1つであり、99年には輸送貿易と関連サービスはGDPの約14.5%を占めている。

中小企業はラトビア経済のバックボーンを 形成している。中小企業の生産活動はGDPの 約3分の2を占め、雇用人口の約3分の2が従事 している。政府は中小企業関連国家プログラ ムを97年に採択し、中小企業の発展を支援す ることを約束している。同プログラムには、

経営者に企業家としての技能を身につけさせる、 関連情報をより容易かつ広く利用可能にする、 外部資本の利用を高める、といった目的のための措置が含まれている。しかし、適切な資金源の利用が限られていることが、依然として主要な問題点の1つである。中小企業向けの貸出プログラムがいくつか用意されているが、銀行が、特に新規事業の場合に、高いレベルの担保を要求するため、多くの企業はしばしば資金確保の困難に直面している。

ラトビアは、構造改革のペースを維持しこれを完了させれば、中期的にはEUにおける競争圧力と市場諸力に対処できるようになると考えられる。EUとの貿易が拡大しており、生産性と品質の向上により、工業およびサービスのいくつかの部門で競争力が向上した。このような発展を加速・拡大するため、民間および公共投資を促進し、労働力の市場である。なお外国投資家のビジネス活動に対するを登を除去するアクションプランのみならず、市場参入手続きをより簡略化し透明性を高め、また企業の資金調達を容易にすることである。

(3)加盟国としての義務を果たすことのできる能力

EU加盟国としての義務を果たすことのできる能力について、市場統合の基礎となるいわゆる「4つの自由化」の評価を見ていくこととする。

モノの自由移動

この分野での現在の主な課題は依然として、現行法制度を改良し、アキへの準拠を進め、効率的な市場監視のための一貫した政策を実施することにある。

市場監視当局の改革の基盤は、2000年6月の製造・サービス安全法の採択により整えられた。市場の監視については、異なる機関の間での調整が必要である。現在、消費者権利保護センターが、電気製品、建設資材、玩具といった、特定の条件が必要とされる食品以外の製品のほとんどについて監視責任を負っている。しかし、消費者センター以外に市場の監視活動に携わっている国家機関がいくつかある。このため2000年11月末に設置される市場監視評議会がこれらの監視機関間の調整を行うことになる。公共調達の分野では、ラトビアの法制度がアキから逸脱していると考

えられる問題がいくつかあり、2000年6月に おける関連法制の施行に合わせて、公共調達 監督局の設置が求められている。

認証システムは、認証評議会、ラトビア国家認証局、技術委員会の3者によって構成されている。ラトビア国家認証局は、99年6月以来、欧州認証協会の正式会員になっているが、まだ他国の会員機関との間で相互認証協定を締結するには至っていない。しかし見通しは明るいといえる。国境における製品の安全検査については、適切なインフラの整備や他国との行政上の協力関係がまだ完全とはいえない。

人の自由移動

この項目についてはまだ大きく進展していない。専門的資格の相互認証について、関連法制はまだ採択されていない。市民権については、ラトビアがEU加盟時点でアキに沿った法制度を実施できるように準備しなくてはならない。これはラトビア憲法の改正が必要になると考えられる。労働者の自由移動についても、EU加盟国の国民が同等の扱いを受けられるように保証する必要がある。また、将来の社会保障システムの調整という課題の実現のためには、さらなる制度強化と行政職員の教育が必要である。

サービスの自由移動

この分野については、全体としてよく進展を遂げてきており、アキとほぼ一致している。特に成果が大きいのは銀行部門である。他方、保険業界の開放、証券指令の実施などについては、より一層の進展が求められる。

サービス業の設立と営業の自由については、商法の採択により進展したが、会社法の執行が、確固とした司法改革と並行して積極的に行われるべきである。サービス業の設立の手続きと営業の手続きは明確に区別し、後者については簡潔で迅速な手続きを適用することが肝要である。

金融サービスについては、銀行部門の監督

制度はうまく組織されているようであり、アキへの移行はほぼ完了している。EU銀行指令との調整は、預金保護指令における量的との競争にさらされておらず、この分野については何の進展もみられない。ラトビアで営業するためには、外国の保険、ラトビアの営業を得る必要がある。投験監督官より免許を得る必要がある。投りではまだラトビアの法人子会社を設置しては、特に投資サービスと投資サービスと証券市場については、証券市場指令の実施までには、特に投資サービスと投資が残っている。証券市場委員会は現在24人で構成っているが、増員が必要である。

個人情報の保護と情報の自由移動については、新たな法制度が採択された。ただし今後も改正が必要であり、また同法が国家情報保護監視局によって適正に執行されるよう、適切で細心の準備を行う必要がある。情報化社会関連の規則とアキとの調和については若干の進展があった。しかし施設の設立も含め、実際に関連法制を採択、実施する手続きはまだ初期段階にある。

資本の自由移動

この分野のアキとの調和およびその実施について、ここ数年でラトビアは良好な進展をみせた。しかし、外国投資家に対する制限や資本移動の規制が、限られた分野ではあるが存在する。廃止が求められている規制には、事業目的の土地取得がある。土地取得には他にも制限があり、証券部門における直接投資の規制や、民営化企業における国の行使力の維持、民間年金基金や保険会社による外国資産への投資、会社配当に関する税法上の規定などがある。

決済システムについては、アキとの調和が相当に進んでいる。98年にはリテール決済のための多角的ネット決算システム(自動手形交換所)が導入された。また2000年9月の即

時グロス決済(RTGS)システムの導入は重要な成果である。法制度の実施については、EUのクロスボーダー金融移転指令を部分的に導入した。この分野でアキを完全に実施するにはまだ課題が残るが、全体としては良好な進歩を遂げている。

マネーロンダリング規制の実施は、98年に採択された法令に基づき進展してきたが、警察や他の経済団体及び法的機関との協力、金融情報部門の持続的強化といった点で更なる改善が求められている。

ラトビアは、現在の構造改革のペースを維持しこれを完了させることができれば、市場経済が機能し、EUの競争圧力や市場の力にも加盟国として対応できると考えられる。

過去1年間、ラトビアは多くの分野で自国の法制度をアキに適合させる着実な努力を続けている。行政能力の強化という面では進展は比較的限られているが、政府はそれでもいくつかの分野で機関のリストラや強化に努め、またアキの規定に沿った新しい機関を設立する決定を下してきた。

過去1年間に、ラトビアは99年の加盟パートナーシップに定められた短期的な関連優先 事項のほとんどすべての問題に取りかかり、 大部分の事項で既に何らかの解決を見てき た。これには、域内市場に関するいくつかの 重要法制の採択、環境部門における法的枠組 みの採択、税制・関税業務の近代化、海上保 安に関する努力、国境監視地点の強化などが 含まれる。一方、短期的優先事項の中でもこ れまで特に目立った進展が見られない分野に ついては、優先事項として焦点を当てるべき である。雇用・社会問題関連、および司法・ 内務に関連した優先事項がこれに含まれる。

ラトビアは既に、オーディオビジュアル政策、消費者保護、エネルギー、交通など99年の加盟パートナーシップの中期的優先事項のいくつかについても既にアキに適合させる作業を始めている。

3. EU加盟、ニース・EU首脳会議に 対する反応

2000年12月にニースで開催されたEU首脳 会議に対するラトビア政府の反応は概して良 好であった。ラトビア大統領ワイラ・ヴィ ケ・フレイベルガはこの首脳会議を「大きな 前進の一歩」と評し、EU加盟にもはや大き な障害がないことが示されたことから、「歴 史的」と評価している。また同大統領は、欧 州委員会委員の定員が最大27人に増員される という決定を歓迎した。このほかニースでの EU首脳会議の重要な決定の1つに、EU加盟 候補国をグループごとに扱うことの廃止があ る。同大統領は、これにより加盟候補各国が 加盟基準に対する自らの能力に基づいて交渉 を行い、加盟手続きを進めることができるよ うになる、と評価している。ラトビア議会の ユリス・シンカ議長も、この決定がラトビア に大きな利益をもたらし、加盟手続きの進行 を早めることができると受けとめている。

ラトビア政府筋の間でもっとも激しい論議となったのは、欧州閣僚理事会特定多数決においてラトビアが4票の持ち票しか得られなかったことである。政府高官や政治家、有識者の中には、ラトビアが欧州理事会で十分な代表権を得られるようにする外交努力が不足していたとの批判もみられた。しかし、大統領は今回の決定がラトビアの国益を損なってくるものとはないとし、この問題はラトビアがEUに加盟した後にはじめて重要になってくるものとしている。さらに、もし2004年のEU政府間協議の前にこの問題が浮上した場合には、その段階で再考される可能性があると述べている。

産業界のニース首脳会議やEU加盟に対する反応を見ると、その態度は産業ごとに異なっている。競争力のある業界は加盟に積極的で、発展の遅れている業界は生き残りに対する不安を抱えている、というのが一般的な傾

向である。EU加盟に積極的で早期加盟を望む代表的な例としては木材加工業界が挙げられ、逆に過半数の企業が将来の見通しに不安を抱え、EU加盟に消極的な産業の例として食品加工業界などが挙げられる。

一方、ニースでのEU首脳会議の結果に対するラトビア国民の反応は非常に消極的であったが、これは、EU加盟に関する情報が国民に適切に行き渡っていないことを反映した結果とみられる。欧州統合事務局が2000年11月に実施した世論調査によれば、ラトビア住民の

58.3%がEUに賛成、34.3%が反対であった。しかし、同じく欧州統合事務局の世論調査で、53.5%のラトビア住民がEUに関する情報をどこで手に入れればよいか知らないという結果が出ており、ラトビア住民の間でEU加盟の持つ意味が必ずしも十分に理解されているとはいえない可能性もある。このため、EU加盟のもつ具体的な意味について、適切な情報を必要とする人々に行き届くよう情報提供を組織化することが必要との意見も出ている。

厳しいプログレスレポートの評価(ブルガリア)

- ウィーン・センター -

ブルガリアは、2007年のEU加盟を目標としている。しかし、EUによる加盟準備進捗状況の評価は非常に厳しく、市場経済の機能不全と行政能力の欠如を指摘されており、政府はさらなる改革を迫られている。

1.EU加盟交渉の進捗状況

ブルガリアは、EU加盟の前段階として位置付けられている欧州協定を93年3月に調印、同協定は95年2月に発効した。この日以来、ブルガリアは国内法制をEU法制に調和させる努力を開始したが、ようやく真の改革に踏み出したのは民主勢力同盟(UDF)が政権を奪取した97年になってからであった。

97年12月のEU首脳会議において、EU拡大、すなわち中・東欧諸国を含む11カ国の加盟申請が検討された。98年3月のルクセンブルク首脳会議で、EUはチェコ、エストニア、ハンガリー、ポーランド、スロベニア、キプロス(ルクセンブルク・グループ)との加盟交渉開始を決定し、さらに99年12月のヘルシンキ首脳会議で、ブルガリア、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、スロバキア、マルタの6カ国(ヘルシンキ・グループ)との加盟交

渉開始を決定した。

ブルガリアでは、交渉への招待を受けた直 後の閣議で、交渉に合わせた政府の構造改革 に関する閣議決定が採択された。

ブルガリアは、EU加盟条約の加盟各国議会での批准完了を含めて、加盟交渉を2006年までに終え、2007年の加盟実現を目指している。

ブルガリアのEU加盟交渉は、2000年2月に開催された加盟に関する政府間協議が設定した枠組みの中で正式に開始された。2000年3月、加盟国の常駐代表によって構成される常駐代表委員会(COREPER)は欧州委員会の提案にもとづいて、いわゆるヘルシンキ・グループ諸国との間で5つの項目(16.中小企業、17.科学・研究、18.教育・訓練、26.対外関係、27.共通外交・安全保障)について加盟交渉の開始を決定した。残りの項目についてはそれぞれの国の進展に応じて交渉が開始されることになった。ブルガリアの場合、常駐代表委員会はこれら5つの項目のほかに20.文化・オーディオビジュアルについての交渉開始を決定した。

ブルガリアは、2000年3月と5月に開催された加盟に関する次官級会議に、次の各項目

に関するポジションペーパーを提出した。 2000年3月

12.統計、16.中小企業、17.科学・研究、18. 教育・訓練、19.通信・情報技術、20.文化・ オーディオビジュアル、26.対外関係、27.共 通外交・安全保障

2000年5月

5.会社法、6.競争政策、15.産業、23.消費者 保護

2000年6月にルクセンブルクで開かれた EU・ブルガリアの2回目の閣僚級会議で、 4つの項目(16.中小企業、17.科学・研究、 18.教育・訓練、27.共通外交・安全保障)に ついて交渉が終了した。

さらに、2000年下半期のEU議長国フランスの作業プログラムにしたがって、EUは新たに、4.資本の自由移動、5.会社法、12.統計、19.通信・情報技術、23.消費者保護の5つの項目についてブルガリアとの交渉を開始した。

上記のうち、4.資本の自由移動に関するポジションペーパーは2000年8月に提出された。また、2000年10月にブリュッセルで開かれた3回目の次官級会議で、11.経済通貨同盟(EMU)の項目に関するポジションペーパーを提出し、2000年11月にブリュッセルで開かれた4回目の次官級会議で、1.モノの自由移動、8.漁業、9.輸送、25.関税同盟の項目に関するポジションペーパーを提出した。

2000年11月にブリュッセルで開かれた3回目の閣僚級会議で、4つの項目(12.統計、20.文化・オーディオビジュアル、23.消費者保護、26.対外関係)について交渉が終了した。

2000年におけるブルガリアの加盟交渉の進 捗状況は以上のとおりであったが、これをま とめると、18の項目についてポジションペー パーを提出、13の項目について交渉を開始、 そのうち8つの項目について暫定的に交渉を 終了させた。

2001年においては、欧州委の交渉のための

「ロードマップ」および2001年上半期のEU議 長国スウェーデンの作業プログラムにしたが って、次の8つの項目について新たに交渉を 開始した。

1.モノの自由移動、3.サービスの自由移動、6.競争政策、8.漁業、9.運輸、24.司法・内務、25.関税同盟、28.財務管理

さらにベルギーがEU議長国になった2001 年下半期には、残りの10項目について交渉を 開始することになっている。

2. プログレスレポートの指摘とブルガリアの反応

(1) 不十分な市場経済と行政能力の欠如

98年にブルガリアがEUの政治基準にかなっているという評価を受けたあと、次の2つの根本的な問題が残った。それは、 EUの競争圧力に耐えられ、かつ正常に機能する市場経済と、 EU加盟によって生じる責任を引き受ける能力およびEU法制実施を担当する行政能力である。

欧州委による各国のEU加盟準備の進捗状況に関する2000年11月の報告書(第3回プログレスレポート)は、正常に機能する市場経済の確立にブルガリアがかなりの進展を見せたと認めているものの、まだ不十分であると指摘している。 欧州委の指摘を詳細にみると、ブルガリアでは市場経済に向けた基本的な最初のいくつかの方策が実行に移されたに過ぎないとされている。

マクロ経済は安定しつつあるが、 欧州委は、それが通貨当局の意図的な為替誘導措置の結果であり、市場メカニズムが恒常的に根付いたことの結果ではないと指摘している。貿易自由化と価格自由化の面での進展も明らかであるが、これらの第一レベルの指標は、他のメカニズムの改善および持続的な経済成長を保証するものでなければならないとしている。

また、欧州委は、経済改革に関係する法令

制定の比較的速やかな進展にもかかわらず、 制定された法令は質が不十分であるばかりで なく、利害関係団体との十分な協議の上で制 定されたものでもないことを強調している。 具体的な例は指摘されていないが、労働法典 改正に関する議論が立ち消えになったこと や、債務者が破産した場合に債権者が保護さ れないことなどを指していると思われる。

また同報告書は、ブルガリアでは市場経済の根本条件(明確な民間所有のルール)がいまだに欠落しており、所有権に関する曖昧さが企業の新規参入や撤退を阻害しているとしている。また、清算されずに赤字を重ねている企業がいまだに存在することも問題点として指摘している。さらに、エネルギー分野の再編成の遅れについても指摘している。

同報告書によれば、持続的な経済成長の達成に資するビジネス環境も整っていない。 官僚主義的な手続きがある程度軽減され、いくつかの免許制が廃止されたものの、現行の 手続きは企業の新規設立を促進するうえで障害になっているとしている。銀行部門は安定 しているにもかかわらず、資本市場が未発達であることから貯蓄を生産的な投資に転換する有効な経路となっていない。

また、全体的に中小企業は非常に困難など ジネス環境に直面しており、資本へのアクセ スも限られている。中小企業はブルガリア経 済が柔軟性と調整能力を保つうえで重要な役 割を担うものであり、この点でもブルガリア は遅れをとっている。

医療と年金制度の分野の改革については報告書では詳細に検討されていないが、まだ問題が山積していると記述されている。

投資と貿易の面で、ブルガリア経済がEUの枠組みの中で競争圧力と市場力学に対処できる能力を持っているかという点については、報告書は次のような点を指摘している。

ブルガリアの投資額とGDPに占める投資比率は、他の候補国よりはるかに低い水準にと

どまっている。99年には外国投資が増加した が、 それらは事実上すべてが民営化による ものだとしている。そのほか、特に中小企業 がブルガリアで新たに事業を開始する際にか なりの困難があることについて、外国投資家 から絶えず苦情が寄せられていると強調して いる。この点については、明確な法的枠組み と透明な税制が必須である。同時に、ブルガ リアの教育水準は全体としては高いが、開放 市場経済に十分に焦点を合わせていないと強 調している。ブルガリア外国投資家協会 (BIBA)も同じ結論を出すとともに、過去10 年間に教育予算を低く抑えていたことが、ブ ルガリアの人的資源の質を低下させていると 警告している。BIBAによると、これは将来 の外国投資受入れに、ひいてはブルガリアの 経済成長に直接的な影響をもたらすという。

報告書はEUとの貿易面での関係緊密化もかなり遅いと指摘している。95年から99年までの間にブルガリアの対EU輸出比率は37.6%から52.6%に増加した。比較的低い労働コストと労働生産性の改善は、EUとの貿易促進にさらに貢献するであろうと強調されている。

同報告書はまた、ブルガリアの経常収支の 悪化についても指摘している。経常収支の赤字は経済改革が始まって以来、最高の額に達 している。この赤字は民営化による資本収支 の受取勘定で埋め合わせることが可能である が、報告書は、民営化の過程が終了すれば外 国投資が減り、それによって中期的に国際収 支がかなり悪化する可能性があると指摘して いる。

全体的な評価としては、市場が次第に改善され、資源が一層有効に利用されるようになってきており、 法的枠組み作りも進んでいるが、市場経済の機能を保証する効果的なメカニズムが依然として欠けており、市場規制当局の能力不足が経済発展を阻害している、 低水準の報酬は有能な人材を国家行政の分野から流出させており、専門家としての

義務意識と士気の低下を助長している、 ブルガリアの社会生産基盤は経済の成長と改善に効率的に貢献するほど十分には整備されていない、としている。

(2)制度上の欠陥

プログレスレポートによれば、経済問題の 背後に、経済の正常な機能を保証する制度上 の多くの欠陥がある。国家行政の質について は、欧州委は、行政法の規定は十分であると 述べるにとどまっている。司法制度について は、裁判所を強力、効果的かつ専門的な存在 に変えるにはかなりの努力と資源が必要であ ると指摘している。司法の分野では、 裁判官の採用基 準がなく、昇進制度もはっきりしない、 経 済問題とEU法に関する判事の専門的な訓練 が事実上行われていない、 裁判所手続きの 改善努力が見られない、などの点が指摘され ている。

報告書は汚職撲滅の問題に特にスペースを 割いている。政府は、すでに公務員法の制定、 刑法の改正等による対策を講じているが、欧 州委は法執行機関の強化、法的枠組みのさら なる改善を求めている。

(3) 報告書に対するブルガリアの反応

同報告書のこうした指摘に対して、政府は、ブルガリアが正常に機能する市場経済に数歩を踏み出したばかりだという指摘に納得できないとしている。政府は報告書の結論は公正でなく、ブルガリアをそれにふさわしくない立場に追いやるものであり、ブルガリアの経済はすでに市場経済が機能していると反論している。その論拠として政府は、民間部門の市場支配率がすでに70%に達していること、歳出に占める国家補助金の割合がEU加盟国よりはるかに小さいなどの点を挙げている。また、通貨当局が成功を収め、為替が安定したのは市場経済が機能しているためであると

主張している。さらに政府は、報告書が政府 の汚職撲滅政策の重要な一部として各種免 許・登録要件が大幅に削減したことを評価し ていない点にも不満を表明している。

同報告書に対する産業界の反応は、「ブルガリアは目立たないながらもEU加盟に向けてゆっくりと着実に歩を進めている」という意見に集約されている。

3. ニース首脳会議に対するブルガ リアの反応

2000年12月にニースで開かれたEU首脳会議は、ブルガリアにとってそれほど重要と受け止められずほとんど報道されなかったが、多少とも報道された同首脳会議に関するブルガリアの反応は次のとおりであった。

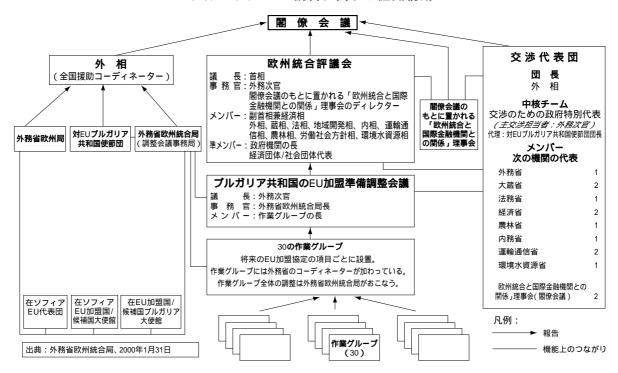
ニース首脳会議がすぐにブルガリアに欧州 クラブの一員としての「青く澄み切った」将来 をもたらす可能性は低い。EU拡大問題につ いてEU加盟国が行った決定は、実際上、ブ ルガリアにとってそれほど重要ではない。 「先発組」の場合と違って、ブルガリアは短期 の加盟交渉完了を目指していないからであ る。コストフ首相(当時)は、ニース首脳会 議を受け、もっとも重要な事実は、ブルガリ アがバルカン諸国と結び付いているわけでは ないということが確認されたというところに あるとの声明を発表した。欧州理事会におけ る10票、欧州委員会委員のポスト、おそらく は欧州議会の17議席がブルガリアに与えられ ることが決定されたが、2004年のEU首脳会 議後におけるこれら諸機関の役割や、ブルガ リアのEU加盟時期は定かではない。しかし、 これらの決定が、ブルガリアがバルカン地域 との関係の中でのみ検討の対象にされるとい う政府の懸念を払しょくさせたことは間違い ない。ニース首脳会議の1週間前にEUがト ルコとの間で「加盟に向けた協力関係」、クロ アチアとの間で「安定化と協力のための協定」 を承認しているだけになおさらである。

EUとの間のビザ問題が解消し、EU側はブルガリアを受け入れる姿勢を示している。それに対して、ブルガリア側は、加盟に向けて準備が整いつつあることを証明するというきわめて困難な課題に直面している。なぜなら、ブルガリアは正常に機能する市場経済が存在しないとの指摘に政府は対処しなければならないからである。ブルガリアが遅れている国であるというイメージを払拭できない場合、EUがすべての資源を「先発組」に振り向け、ブルガリアは長期にわたって取り残される恐

れがある。ブルガリアは、少なくとも加盟に向けて交渉が開始された項目数で中欧諸国に追いついておかなければならない。そうしなければ、ブルガリアは加盟するための課題に対処する能力をもっていないと見られることになる。

ブルガリア政府がEU加盟という希望を具体的に示したいと本当に望んでいるのなら、今後1年が政府にとって最大の山場になるに違いない。

ブルガリアのEU統合に関する組織構成



今後は倒産法、原発問題、国際競争力がカギ(リトアニア)

- コペンハーゲン事務所

欧州委員会によるEU加盟候補各国の準備 状況に関する報告書について、リトアニア政 府はEUからの一応の評価に対し満足してい る。産業界でも、EU加盟までに国際競争力 を得ることができないと大きな打撃となるな どの課題はあるものの、全体的にはEU加盟 はメリットが多いと考えている。

今後は、7月に誕生した中道連立新政権に よる企業倒産法の改正やイグナリナ原発問題 などの舵取りが鍵となる。

1. プログレスレポート・ニース首 脳会議に対する反応

(1) プログレスレポート

99年のプログレスレポート (「EU加盟候補 国の加盟準備進捗状況についての報告書」) のリトアニアに対する評価は、「リトアニア は、EU加盟に必要なコペンハーゲン基準の うち、政治基準はクリアしており、経済基準 も市場経済にむけて着実に進歩している」で あった。しかしながら、2000年11月のプログ レスレポートでは、経済基準について、「正 常な市場経済が機能しているとみなす事が可 能。現在の構造改革プログラムの実施、必要 に応じて一層の改革に着手するなら、中期的 にはEU域内の競争圧力と市場経済に対応可 能な能力を確保できるであろう」と市場経済 化への移行基準をみたしているとの評価を受 けた。今回のレポートで問題点と指摘された 点は、政治基準では、汚職追放の取組みに関 して充分な法的手段はとられたものの実際に はあまり実行されていないこと、経済基準で は、マクロ経済の中・長期的な安定化および 企業倒産法の効率化である。

このレポートに対する政府の見解をリトア ニア政府EU加盟準備委員会 (European

Committee under the Government of the Republic of Lithuania 、リトアニア首相下に おかれリトアニア各省庁におけるEUの加盟 基準達成への取り組みを取りまとめる機関) 経済統合・外国投資部のサウリュス・コリタ 次長 (Saulius Kolyta) にインタビューを行 った。同次長からは、「リトアニア政府とし ては、プログレスレポートの内容に満足して いる。特に経済関係では、EUから初めてリ トアニア経済が市場経済として機能している とみなす事が可能とのはっきりとした評価を 受け、これはリトアニアにとって非常に重要 なことである。EU加盟に向けた他の取り組 みに関しても、取組みを行ったなりの評価を 受けたと考えている。2001年の1月5日から、 リトアニアのEU加盟交渉責任者がヴィガウ ダス・ウサツカス (Vygaudas Usackas) 副 外務大臣より、EU加盟準備委員会のトップ であるペトラス・アウストレヴィチュウス (Petras Austrevicius)氏となったことで、 EU加盟準備委員会が取りまとめを行う各省 庁での取組みとEUとの交渉内容がより一層 融合されることとなり、一層のスピードアッ プが期待できる」とのコメントを得た。

リトアニア産業連盟(Confederation of Lithuanian Industrialists)のアウドリス・スミルゲヴィチュウス(Audris Smilgevicius)広報部長に産業界の反応についてコメントを求めたところ、「産業界はリトアニアのEU加盟を支持しており、EUからリトアニア経済が市場経済として機能しているとの評価を受けた。これは、歓迎すべきことである。しかしながら産業界は、リトアニアのEU加盟までに国際競争力を得ることができなければ、大きな打撃を受けることになるため、より一層の企業経営を西側スタイルに転換する必要

がある。そのため現在加盟企業向けにセミナーなどを開催して、意識向上を図っている」 と答えた。

また各英文雑誌などでも、EUのプログレスレポートでリトアニア経済が市場経済として機能しているとの評価を賞賛する記事が多く掲載されている。

(2) ニース首脳会議

ニース首脳会議においてリトアニアは、 EU加盟達成時の欧州理事会における特定多 数決持ち票数と欧州議会の議員数の割当を受 けた。リトアニアは、理事会については、既 に加盟をしているデンマーク、フィンランド、 アイルランドと同数の7票(他のバルト諸国 であるエストニア、ラトビアは各4票)、欧 州議会についてはアイルランドと同数の12議 員(エストニア6議員、ラトビア8議員)を 得た。特に理事会についての持ち票割当にお いては、ニース条約直前に発表された草案で は、リトアニアに対する割当が4票もしくは 5票となっていた。地元英字雑誌によれば、 これに対しリトアニアは非常に不満を持ち、 リトアニア外務省は発表後直ちに不満を表 明、またアダムクス大統領自らはホスト国で あるフランスのジャック・シラク大統領へ手 紙を送付するなどの対応を行った。またこの ような要請に、ベルギーなどのEU加盟国か ら援助を受けた結果、7票の割当となった。

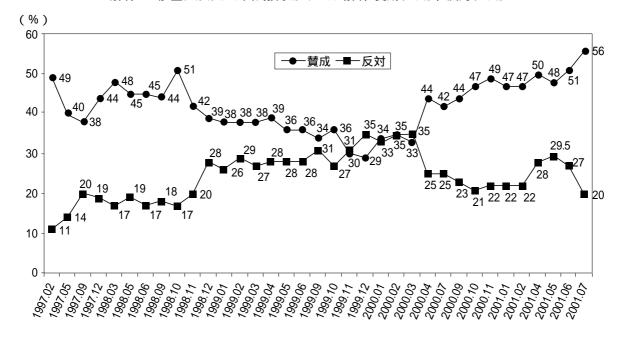
前述のリトアニアEU加盟準備委員会のコリタ氏は、「この結果が実際リトアニアに利益をもたらすのは加盟が実現されてからであるが、リトアニアは非常に満足している。特に持ち票の割当に関しては、草案の発表があって以来、私たちの持っている全ての外交手段を駆使して得た結果である。一部の加盟候補国が不満を持っていることは承知しているが、ニース会議の結果よりも第1加盟候補国の仲間入りが出来るよう交渉のスピードアップを図ることのほうが重要である」とコメン

トした。

前述のリトアニア産業連盟のスミルゲヴィチュウス氏は、「ニース首脳会議の結果は政治的な決定であり、産業界からあまり活発な反応はでていない」と答えた。

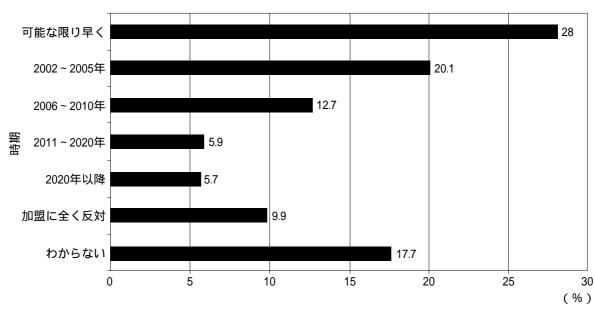
リトアニア国民のEU加盟への動きへの関 心は、コリタ氏によれば、プログレスレポー トやニース首脳会議の結果よりも、実生活が いかに改善されるかにあるとのことである。リ トアニア国民のEU加盟に対する反応は、EU の度重なる要求で99年10月5日にリトアニア 議会が国内電力の80%以上を供給するイグナ リナ原発の第一原子炉を2005年に閉鎖するこ とを決定した直後、EU加盟への反対派が替 成派を上回る結果となった。しかしながら、 その後賛成派が順調に回復している。最新の ヴィルモルス社(Vilmorus)の2001年7月の調 査によれば、「もしEU加盟に関する国民投票 が実施されるとしたら、あなたは加盟を批准 しますか?」という質問に対しては、賛成派 56%、反対派20%と賛成派の優位となってい る。同調査では同時にリトアニアがいつEU に加盟するべきかという質問もしているが、 これに関しては「可能な限り早く」と回答し たものが28.0%、「2002~2005年」と回答した者 が20.1%、「2006~2010年」と回答したものが 12.7%と、2010年までに参加すべきだと言う 国民が60.8%と過半数を占め、反対は9.9%と なっている。上記2つの質問の結果には、賛 成・反対の割合に違いがあり、これについて、 ヨーロッパ参加準備委員会広報担当のトマ ス・ミレヴィチュウス氏 (Tomas Milevicius) に質問をしたところ、「加盟批准か否かの質 問は、加盟交渉も終了していないため近い将 来国民投票が行われるとは考えられないた め、非常に仮定的な質問になっているのに対 し、いつ加盟するべきかという質問は現実的 な質問のため、2つの質問の賛成・反対の割 合には差が毎回でてくる」という回答を得た。

図1 意識調査からみるリトアニア国民のEU加盟への姿勢(1997~2001年) 明日、EU加盟にかかわる国民投票があった場合、賛成するか、反対するか?



出所:ヴィルモルス2001年

図2 「リトアニアがEUに加盟するとすれば、どの時期であるべきか」



出所:ヴィルモルス2001年

2. 加盟条件を満たすための取り組み

リトアニアは99年12月のヘルシンキ首脳会議で加盟交渉開始の運びとなったヘルシンキグループのうちの1国であり、2000年2月15日に加盟交渉を正式に開始した。欧州委員会によると2001年7月9日現在、アキコミュノテール(欧州共同体の基本条約に基づく権利と義務の総体)の31項目のうち、29項目の交渉を開始、うち19項目が終了している。交渉が開始されていないのは、「30.諸制度」と「31.その他」である。

加盟交渉の進捗は非常に早く、2年先に交渉を開始したルクセンブルググループの一部の国々に並んでいる。加盟条件クリアに向け、2001年に予定されている取組みとその進捗状況を次のとおりまとめた。

(1)自動車強制保険の導入

リトアニアには現在自動車強制保険が存在

しない点を、EUはプログレスレポートにおいて指摘している。この自動車強制保険の導入についてはすでに2001年2月22日に法案が国会を通過し、2002年3月1日施行の予定である。現在リトアニアでは、23%のみの自動車利用者が自主的に保険に加入しており、強制保険となった場合は、約100万ドルの市場が誕生することになる。また同保険料は年間88ドル程度になる見込みである。

(2) 労働市場改革

2000年10月のプログレスレポートにおいて 欧州委は、リトアニアの労働市場は柔軟さに 欠けると指摘している。そのために政府は、 雇用契約法、賃金法、休暇法、労働組合法の 改正を、2001年3月23日に国会で可決した。 この改正による重要な変更点は、一定期間の み、または一定の職種のみに限定して従業員 の雇用が可能となること、解雇した従業員に は職業訓練費用を雇用主が負担することで、

交涉終了項目	交渉中項目
01. モノの自由移動	06. 競争政策
02. 人の自由移動	07. 農業
03. サービスの自由移動	09. 運輸
04. 資本の自由移動	10. 税制
05. 会社法	14. エネルギー
08. 漁業	21. 地域政策
11. 経済通貨同盟 (EMU)	22. 環境
12. 統計	24. 司法・内務
13. 社会政策・雇用	28. 財務管理
15. 産業	29. 財政・予算規定
16. 中小企業	
17. 科学・研究	
18. 教育・訓練	
19. 通信・情報技術	

出所:欧州委員会 発表

23. 消費者保護25. 関税同盟26. 対外関係

20. 文化・オーディオビジュアル

27. 共通外交·安全保障政策

解雇金の支払いは改正前の3分の1程度となった。地元紙の報道によれば、これによりパートタイムの雇用形態を利用することにより、労働市場に流動性を与えようとしているとのことである。

(3) 中央銀行への独立した権限付与

EUはプログレスレポートなどにおいて、 リトアニア中央銀行が独自の金融政策をとる ことができないと指摘していた。過去数年政 府は、中央銀行に独立した権限を与える法の 改正案を提出していたが、多くの国会議員は 「国会の中央銀行への影響力が低下すること、 形式的に外貨・金の準備高の所有がリトアニ ア国家ではなく、中央銀行になること」を非 常に懸念していたため、結局国会を通過しな かった。2000年11月以降の新政権は、2001年 に入りEU基準に沿ったリトアニア中央銀行 の自己決定権を強化した法案を他のEU加盟 に関する法律改正案と同時に提出し、3月14 日に国会を通過した。レイノルディユス・サ ルキナス (Reinoldijus Sarkinas) 中央銀行総 裁は、「この法案がリトアニアの国会を通過 したことは、リトアニアのEU加盟のみなら ず通貨統合加盟にとっても、重要な第一歩と なる」とコメントしている。

(4)対ドル固定為替制より対ユーロ固定為替制への移行

99年10月31日にリトアニア中央銀行は、大きな議論を呼んでいた従来どおりの対ドル固定為替制のままにするか、対ユーロ固定為替制もしくはユーロとドルの通貨バスケットによる固定相場制を導入するかに関して、「ユーロとドルの通貨バスケット制は使用せず、対ユーロ固定為替相場制の導入を2001年の後半に最終決定する」と発表した。2001年1月23日にレイノルディユス・サルキナス中央銀行総裁の再任が決まった際に、「ターゲット通貨の変更には最低6カ月を要するため、

2002年の始めに導入するには、その準備は 2001年の上半期に行わなければならない」と の発言をした。2001年1月25日には、中央銀行のボードメンバーにより、リタスを対ユーロでの固定為替相場制に変換することを決定した。ターゲット通貨の変更には法律の改正が必要となるため、2月21日に国会に法案が提出され、4月5日に国会を通過し、中央銀行は6月28日、リタスのユーロペグへの移行は2002年の2月2日に実施することを発表した。リタスの対ユーロ為替レートは2002年2月1日の欧州中央銀行(ECB)のドル・ユーロ為替レートを用い、現在の1ドル = 4リタスのレートから換算する

(5)外国人の農地購入の解禁

リトアニアでは外国人による商業目的の土地購入は認められているものの、農地購入に関しては憲法により購入が禁じられている。この農地購入の禁止に関しては、EUがプログレスレポートにおいて指摘していると同時に、多くの専門家が外国人投資家の投資を阻害するものとして批判していた。

現在のリトアニアの農業分野は、旧ソ連時 代の集団農場の改編によって、農地を私有化 したため、農場の規模が非常に小規模になり、 農業生産性は非常に低い状態にある。EUの プログレスレポートによれば、99年の農業生 産のGDPに占める割合は8.8%、一方で農業 に従事する就業者は20.2%となっている。ま た同レポートによれば、農場の規模は3ヘク タール未満の農地と30ヘクタール以上の農地 への2極化傾向を示している。リトアニア EU代表部の一等書記官のディエター・ティ ール氏 (Dieter Thiel) は、「小規模農場は商 業的農業生産を行っているのではなく、他の 産業への転職などの可能性がないために、自 給自足の生活を行っている。EUは現在農産 品への援助の見直しを行っており、リトアニ ア農業が競争力を持ち、効率的にならなけれ

ば、EUとの農業分野の交渉は非常に難しいであろう」とコメントしている。

一部デンマークの農家などは、家畜の飼育環境に対する近年の厳しい基準から、ポーランドの農場とのジョイント・ベンチャー、農場の購入を行い、農場の規模拡大を行っている。これはポーランドの農業への新規技術の導入にも貢献している。バルト3国はもともとデンマークに対して非常に関心を持っており、農地購入の解禁によってデンマークなどの外国人農家の誘致に成功すれば、EU加盟交渉のスピードアップにも非常に大きく貢献することが見込まれる。

ティール書記官は、「この外国人への農地 購入の解禁については、憲法改正が伴うため 非常に難しいものとなるであろう」とのコメ ントをしている。

(6) 土地購入許可・建設許可手続きの簡素化 リトアニアでは、農地を除き外国人の土地 購入は認められているが、長い間建設許可手 続きを含めたその手続きの複雑さが問題とさ れていた。その理由は、提出書類が多いこと に加え、提出先が多岐にわたることにある。 リトアニアEU加盟準備委員会のコリタ氏は、「現在政府は、手続きの簡素化を2001年の改 善項目の一つとしてあげており、これにより 新規産業の設立が活発になり、また外国対内 投資も進むであろう」とコメントしている。

(7) 通関手続きの簡素化

現在リトアニアの通関手続きは、すべて手作業で行われている。そのため、時間がかかるうえに検査官により対応が異なるという弊害もでている。これを改善するために、コンピュータ化を進めている。前述土地購入許可・建設許可手続きの簡素化と同様に、政府は着手することにしている。

(8) 国営大企業の民営化

98年より残る大型国営銀行2行の民営化が 予定されていたが、98年にロシア経済危機が リトアニア経済に悪影響を及ぼしたため、民 営化は先延ばしになっていた。経済動向の回 復し始めた2000年より同2行の民営化が試み られているが、現在まで実現していない。現 在の状況は以下の通り。

セービングバンク (Taupomasis Bankas) の株式95%の売却は、大和SBCMヨーロッパ を民営化アドバイザーとして迎えて行われて いる。2000年10月初めに入札が締め切られ、 エストニア最大の銀行ハンザバンク (Hansapank、スウェーデンのフォイーニング ス・スパーバンケン、FöreningsSparbanken が株式を56%所有)が、唯一入札を行った。し かしながら、2001年2月22日にフォイーニング ス・スパーバンケンは、スカンディナヴィス カ・エンスキルダ・バンケン (Scandinaviska Enskilda Banken、通称SEB)との合併に合 意し、SEB SWE バンクとなることを発表し た。SEBは、リトアニア最大の銀行ヴィリニ ュス・バンカス (Vilniaus Bankas) の株式 を約98%所有しており、もしハンザバンクが リトアニア最大のリテイル銀行であるセービ ングバンクの株式を購入した場合、SEB SWEバンクのリトアニアでの市場占有率が、 国内の独占禁止法およびEUの独占禁止法の 規定を超えるため、セービングバンクの民営 化は一時休止の状態となっていた。その後、 セービングバンクの民営化が長期間先延ばし にされていることから、リトアニア国家財産 基金(国家財産の民営化を担当)は、スウェ ーデン公正取引委員会とEUの公正取引委員 会の承認を必要とするスウェーデン2行の合 併を待つ余裕がないので新規の投資家を探し 始めるとしていた。しかしながら、結局3月 末に公正取引委員会は、「2行の合併は、各 銀行の株主総会でも承認されていない。さら にスウェーデンとEUの公正取引委員会およ

び同 2 行が銀行を所有するエストニア・ラトヴィアの公正取引委員会の結果待ちである。 もしこの合併が承認されたとした場合、合併後の新銀行がハンザバンクを手放すという可能性もあり、ハンザバンクとの民営化交渉は続行可能である」との発表を行ったため、ハンザバンクと政府間の交渉は再開された。

アグリカルチュラルバンク (Zemes Ukio Bankas、通称LZUB)の株式76%は、98年9 月に一度入札が行われており、ラトビアのパ レックスバンク (Parex Banka) のみが入札 を行った。しかしながら入札額が非常に低か ったため(50万ドル)、政府は再度入札を行 うことを決定した。2000年5月に締め切られ た入札では、イタリア第2の銀行であるユニ クレディト・イタリアノ(UniCredito Italiano)同銀行が株式の52%を所有するポ ーランド最大の銀行ペカオ銀行 (Pekao SA) の合弁会社が入札を行った。しかし、リト アニア政府と同2行の間で、株式取得の手 続きなどで意見の相違が生じたため、同年 11月に同2行は株式の購入の意思がなくな ったことを表明。これによりアグリカルチ ュラルバンクの民営化は白紙となった。現 在は、ドイツのノルドドイッチェ・ランデ スバンク (Norddeutsche Landesbank)が、株 式を購入する可能性があると地元紙で報道さ れている。

国営2銀行は、リトアニア全預金量の46%、全貸付量の40%を占めており、2銀行の民営化が実現すれば、EUから指摘を受けていたリトアニア銀行業界での民営化が、一挙にスピードアップすることになる。

2000年9月15日より一般金融業務を行う許可を得たリトアニア開発銀行(Lietuvos Vystymo Bankas)の民営化に関する11月の入札では、フィンランドの金融グループ、サンポ・レオニア(Sampo Leonia)とリトアニアのスノラス銀行(Snoras Bankas)が入札を行い、リトアニア民営化推進局は、スノ

ラス銀行の申込みの受付を拒否したため、 結局サンポ・レオニアのみが入札に参加し、 現在リトアニア開発銀行はサンポ銀行 (Sampo Bankas)に名称変更して活動を開 始している。

そのほか2001年には、銀行同様に民営化の スピードが遅かったエネルギー・運輸分野の 大型民営化(リトアニアガス、リトアニアエ ネルギー、リトアニア鉄道、リトアニア航空) が行われる予定である。一部企業に関しては、 民営化開始の前に企業の構造改革が必要であ るとリトアニア国家財産基金は指摘してい る。すでにリトアニアガスに関しては、ロシ ア国営ガス会社ガズプロム (Gazprom)が株 式購入の興味を示している。ガズプロムが株 式購入を行った場合、リトアニアのガス供給 は今まで以上に、ロシアへの依存が大きくな ることから、リトアニア政府 EU加盟準備委 員会のサウリウス・コリタ次長は、「リトア ニアとしては、西側諸国へ民営化を行いたい」 とコメントしている。新聞報道によれば、政 府の民営化担当者は「ガズプロムがリトアニ アガスの株式を買うことは、安定したガスの 供給という利点がある。西側諸国の投資家、 ガズプロム、リトアニア政府が3分の1ずつ の株式を所有するのが、ベストだと考える」 とコメントしている。

EUプログレスレポートでは、リトアニアの民営化は最終目標に接近しつつあるとの評価を受けており、民営化は最終段階にあると言える。

(9) イグナリナ原子力発電所閉鎖に関連する 問題

99年10月リトアニア国会は、EU加盟交渉スタートの前提条件と報道されいたチェルノブイリ型イグナリナ原発の原子炉2基のうちの1基を2005年までに閉鎖、残り1基の将来の取り扱いを2004年までに取り決めることを決定した。その後、EU加盟交渉が2000年2月

にスタート、リトアニアは現在非常に早いピッチで加盟交渉を進めており、ルクセンブルクグループ(98年に加盟交渉を開始した国々)とヘルシンキグループのうちルーマニア、ブルガリアを除いた国々で構成されるEU加盟第1陣に入れるよう努力をしている。

2001年3月7日にブラザウスカス元大統領 がブリュッセル訪問時に記者会見を行った際 に、その場で「欧州委員会、EU加盟国は、 リトアニアが残る原子炉1基の閉鎖時期を発 表しない限り、EU加盟第1陣に加えること はできないと決定したようだ」と発表。翌日 3月8日には、アダムクス現大統領とEUが 会談を行った。この会談では、2000年6月 20・21日にヴィルニュスで行われた同原発閉 鎖への援助提供者の国際会議では、EUが1 億6.500万ユーロを援助することを発表した が、支払い交渉の甘さにより、現在までのと ころ支払いが行われておらず、当時のパクサ ス元首相のイグナリナ閉鎖政策の甘さを共有 認識する形となった。EUとのイグナリナ原 発閉鎖に関連する交渉について、国民に開示 しなければならない点でも合意された。

最近の朗報としては、2000年の原発閉鎖への援助提供者の国際会議で、英国政府は経済援助を行わない方針から、3月19日にイグナリナ原発原子炉(1基目)閉鎖に対し、150万ユーロを支援することを発表した。

EU側は2001年に入り、2004年までに残る原子炉一基の取り扱いについて、2002年中に決定し、2009年に閉鎖することを要求していた。しかしながら4月27日、ゲントヴィラス経済相は原子炉閉鎖は2012~2015年になることを発表した。プレス発表の席で記者から、「イグナリナ原発に関するEU勧告にはこれ以上従わないということか」との質問に対して、「従わないであろう」と答えたと報道されており、この決定が変更される可能性が低いことを示している。

ファイナンシャルタイムズ紙によれば、

EUはチェルノブイリ型原発の閉鎖要求を弱める予定はないとしており、この決定がEU 加盟交渉を遅らせるとメディアで懸念されている。

投資インセンティブに関する今後の課題と動き

現在リトアニア政府が外国企業に認めている投資インセンティブは、次のとおりである。

(1)大口投資家に対するインセンティブ

98年10月2日より3年間(2001年9月30日まで)に2億リタス(5,000万ドル)以上の投資を行ったものは、政府と個別に税優遇措置の交渉契約をすることで、向こう5年間(最高10年間)税の優遇措置を受けることができる。政府は投資の内容から、どのような優遇措置を認めるかを投資案件別に判断、決定する。

(2) フリーエコノミックゾーン (FEZ)

現在リトアニアには、2つのフリーエコノミックゾーンが存在し、バルチカ高速道(フィンランドの首都ヘルシンキから、ポーランドの首都ワルシャワを結ぶ高速路)と、E271(クライペダとウクライナの首都ミンスクを結ぶ高速路)の交差地点にあるリトアニア第2の都市カウナス、バルト3国の中で唯一の不凍港をもつクライペダに設置されている。この地域へ投資を行った場合、次のような税制上の優遇措置・特例措置を受けることが出来る。

・法人所得税の免除

100万ドル未満の投資:最初の5年間は 80%軽減。(現行税率は29%。軽減 後の実行税率は5.8%となる)続く 5年間は50%の軽減(実行税率は 14.5%となる)。

100万ドル以上の投資:最初の5年間の法人所得税免除。続く10年間は、50%

の軽減(実行税率は、14.5%)。

- ・関税の免除
- ・付加価値税およびタバコ・酒などの商品の 製造・販売に関する物品税の免除
- ・道路税の免除
- ・土地賃貸借税の50%軽減
- ・不動産税の免除
- ・為替制限の免除
- ・本国へ送金する利益・配当金等の源泉課税 免除

(3) その他

- ・利益、収入、配当金の海外への送金に関す る制限無し
- ・損失は5年まで繰り越し可能
- ・固定資産への投資は、課税対象収入から控除
- ・リトアニア政府は日本を最恵国待遇として いるため、関税が一般関税の約半分程度。

これに加え2000年10月の総選挙で誕生した 中道連立新政権は、政府経済改革プログラム の一環として、2002年より法人所得税をエス トニア同様廃止することを予定している。こ れに対し、EU代表部のディエター・ティー ル一等書記官は、「EUとしては、税の負担率 を下げて企業誘致を行うことは、EU規則に 反するために反対である。またこのような決 定は、EU加盟交渉の進展に悪影響を及ぼす 可能性があるうえ、リトアニアの政府財政収 支の悪化につながる」とコメントした。また リトアニアの独立シンクタンクであるリトア ニアン・フリーマーケット・インスティチュ ート (Lithuanian Free Market Institute) の ラムーナス・ヴィルピサウスカス (Ramunas Vilpisauskas) 政策アナリストによれば、「法 人所得税0%は、EUの基本政策方針と一致 しないものであるが、EUはリトアニア政府 に廃止を要求できるものの、制裁措置などは 行使することができない。現在までエストニ アは、EU加盟交渉において法人所得税0%に よる悪影響を受けておらず、リトアニアも問題なく導入できると考えている。リトアニアがEUに加盟するまでの間の数年だけの導入になる可能性もあるが、それでも十分リトアニア経済の活性化に役立つと考えている。また最近ではEU内でも、異なる税率を支持する動きもあり、現在ある程度統一した税率という政策が将来なくなる可能性もでてきている」とジェトロ・コペンハーゲンが行ったインタビューにコメントした。法人所得税の廃止に加え、個人所得税の引き下げ(現行一律33%)、基礎控除額の引き上げなども予定されている。

4. リトアニアのEU加盟に対する進 出企業の認識と対応

EU圏外からリトアニアに進出している企業に対し同国のEU加盟に関して、インタビュ - を行った。そのインタビュー内容は次の通りである。

(1) コカコーラ・ボトラーズ・リエトヴァ社 (Coca-Cola Bottelers Lietuva)

サウリュス・ガラダウスカス(Saulius Galadauskas)人事・広報部長

コカコーラは、コカコーラを中心とする清涼飲料水の原液を生産・販売、また商品のマーケティングを行うコカコーラ社と、その原液を購入しコーラを製造してボトルに注入し、販売を行うボトラーズに分かれる。コカコーラ・ボトラーズ・リエトヴァ社は後者に属する。一般的にボトラーズは、資本の25%のみをコカコーラ社が所有し、ボトラーズはかなり独立した企業であるが、同社の資本は100%コカコーラ社が所有している。生産施設はバルト3国のなかでは、エストニアのタリン(Tallin、エストニアの首都)とリトアニアのアリートゥス(Alytus)に存在し、バルト3国で販売される商品を分業で生産している。タリンの工場では、2リットルと500

ミリ・リットルのペットボトルと250ミリ・リットルのガラスボトルのボトリングを行っており、アリートゥスの工場では500ミリ・リットルのペットボトルと250ミリ・リットルのガラスボトルのボトリングを行っている。両工場でボトリングされた清涼飲料水は、バルト3国内で販売されるため、リトアニアでボトリングされた商品はリトアニア市場はもちろん、エストニア・ラトビアでも販売されている。

原材料のほとんどは輸入に頼っており、現 地調達を行っているのは、ボトルのラベル程 度であるが、現在ガラス瓶用の金属栓の現地 調達を考えている。

従業員は、工場労働者・オフィス勤務者の総計で、年間平均140人程度。夏季には通常勤務者は160人程度に増加する。また販売事務所を、カウナス(Kaunas)・クライペダ(Klaipeda)に設けている。

アリートゥスに工場を購入したのは、様々 な要因による。まず、コカコーラはすでにタ リンに大工場を所有していたが、その生産能 力が将来的に不十分になるためにもう一つ別 の工場が必要になった。また清涼飲料水が商 品であるために、上質の水を調達できるアリ ートゥスの工場を購入し、新しい設備を導入 して生産をスタートすることになった。コカ コーラの製造拠点設立は、ロジスティックの 中心地となるラトビアの首都リガまたは、バ ルト3国で一番市場の大きいリトアニアに設 立するという通常のバルト3国での製造拠点 設立の形とは異なる。またリトアニアの道路 事情が、他のバルト諸国に比べ非常に整備が 進んでいたことも、リトアニアで工場を購入 した理由としてあげられる。

現在までの運営は順調である。バルト3国に共通して言えることであるが、人口は将来減少するので、その面からの販売向上は見込めないが、購買力は急速に向上している。しかしながら、ロシア経済危機の影響のため、

購買力の見込みを下方修正することとなった。この影響で、経営の黒字転換が2~3年 先になる見込みである。

リトアニアでの企業運営上の問題点は2点 ある。まず砂糖の輸入関税が非常に高いこと。 現在リトアニアへ砂糖を輸入する際、87%の 関税とその上に物品税がかかる。(砂糖と一 部アルコール飲料をリトアニアへ輸入する際 の輸入関税は、87%、100%と非常に高い。 他の関税は、一般関税で0~55%、最恵国待 遇の国々(日本を含む)で0~40%、自由貿 易協定を結ぶ国で0%となっている。) エス トニアは非常にリベラルな関税システムをも っているため、関税は存在しない。砂糖1ト ンあたり250ドルでエストニアに輸入可能な のに対し、リトアニアでは835ドルとなる。 また別の問題点としては、品質管理、食品衛 生、マーケティングに関する法律の整備が整 ってないために、地元企業との競争が難しい。 すべての企業が衛生基準・品質管理基準など を遵守しないまま、廉価な商品を販売してい る。また宣伝に実際の内容と異なることをう たっても、消費者が西側マーケットの消費者 のように成熟してないために、宣伝文句をそ のまま信用してしまうという問題点もある。 また食品衛生局・関税局などの手続きについ て小さな問題はあるものの、交渉に時間がか かるのみでそこまで大きな問題ではない。

現在投資インセンティブとしては、政府が 最後まで所有していたアリートゥス工場の株式23%を最終的に購入した際に、地元の活性 化を助けるのに貢献しているということで砂 糖輸入の際の物品税・関税免除を得たことに ある。これに伴い、最大の問題点の1つは解 決された。それ以外の投資インセンティブは 得ていない。

リトアニアがEUに加盟した際には、様々な点で問題が出てくる可能性があるであろう。まず現在商品のパッケージへの課税が行われていないが、これも近い将来導入される

予定で、EUと同じレベルの課税が行われるであろう。これはコカコーラ社にとっては、打撃である。また現在砂糖の輸入に際する関税・物品税の免除を受けているが、EUへの加盟によりこのようなインセンティブを引き続き得ることができなくなることは、状況を厳しくするであろう。人件費上昇の可能性もあるが、人件費の上昇に伴い購買力が増加することが見込まれるため、あまり問題と考えていない。リトアニアの労働組合は現在非常に弱いが、EU加盟後は労働組合の力が増す可能性が高い。

コカコーラは世界的にも非常に有名であり、また商品価格もタバコ等のように政治的に左右されるものではないため、EU加盟が大きな問題だとは考えていない。

(2)フィリップ・モリス・リエトヴァ社(UAB Philip Morris Lietuva)

ジャックス・ヘッベリンク (Jacques Hebbelinck) 工場長

フィリップ・モリス・リエトヴァ社は、フィリップ・モリスのバルト3国、ロシア・CIS諸国を統括する東ヨーロッパ部門に属する。フィリップ・モリス社は、リトアニアの他にカザフスタン、ロシア、ウクライナに会社を設立している。フィリップ・モリス・リエトヴァ社の本社は、リトアニアの首都ヴィルニュスにあり、工場をクライペダに持つ。またタリン(エストニア)・リガ(ラトビア)に、販売事務所を持つ。現在リトアニア内で500人、エストニア・ラトビアで各30人の従業員を抱える。製品の20%をエストニア、20%をラトビア、7~8%をコーカサスに輸出している。

原料調達の方針は、可能な限り現地調達を 行うこととなっているが、原料が特殊なため、 原料の99%は輸入に頼っている。タバコ葉が 原料価格の50%程度を占めているが、これは ベルギーのアントワープから輸入を行ってい るものである。また他のタバコを巻く紙・フィルターなどの原料も、製品が口に入れられるために非常に厳しい規定が存在する。そのため製品を供給できる業者は世界にも非常に限られていることから、現地調達が難しい。現地調達を行っているのは、商品発送用のカートンのみである。

会社の設立は、リトアニアの独立2年後の 93年である。その時期に、経営陣の間でバル ト海沿岸地域は、将来的に高成長地域になる ことで意見が一致していたために、バルト諸 国に進出を決定した。そこでどの国を選ぶか という点であるが、エストニアに1つ、ラト ビアに1つ、リトアニアに2つのタバコ工場 が存在した。そのうちエストニアのタバコ会 社はスウェーデンのタバコ会社、ラトビアの タバコ会社はデンマークのタバコ会社にすで に売却されていた。リトアニアのなかでは、 1つがカウナス、1つがクライペダにあった が、カウナスの工場は旧ソ連支配の前の持ち 主へ土地の返却が決定していたため、必然的 にクライペダの工場を購入することになっ た。建物は第2次世界大戦前の建物で、ほと んどの機械は54年からのものであった。一部 に84年からのものもあったが、高品質な商品 の製造は行えないために新規機械の導入を行 った。同時に建物には最低限の補修を行い、 新規工場の建築を決定した。93~97年までの、 工場の補修・新規機械の導入、人員の整理に 7,500万ドルの投資を行った。それ以後新規 工場の建設費用、新規機械の導入に3,000万 ドルの投資を行った。

リトアニアの投資が非常に魅力的な点をまとめると、まずリトアニア人の高い勤労道徳にある。同社工場長は転勤で、南アメリカ、アフリカ、ヨーロッパの様々な都市に住んだが、リトアニア人の道徳の高さは目を見張るものがあるとしている。またどの従業員も新しい技術・知識を取得するのに、非常に熱心である。またこのよう道徳の高い労働力は、

ブルーカラー・ホワイトカラーともに非常に 豊富である。ブルーカラーに関しては、当然 勤務開始時にトレーニングに参加させること が必要であるが、即戦力になる。またホワイ トカラーに関しても、現在の大卒のカリキュ ラムは西側のカリキュラムと変わらないた め、問題は全くない。また基本的な考え方も、 西側と同じである。必要に応じて、採用後に 特殊なトレーニング(経理など)を行うことも ある。労働力不足が問題なのは、コンピュー 夕技術者であるが、このタイプの人材の採用 に関しては大卒を採用し、社内教育を行って いる。これは、経験をもつ技術者を採用する のは非常に高いこと、また社内で使用する特 殊ソフトウェアに関しては経験をもつ技術者 も社内教育が必要となることが理由である。

一般的に外資企業から聞かれる関税局との問題も、あまり感じていない。関税局に提出する書類が不備だと手続きが遅れることもあるが、リトアニアの規定なので書類を持ち帰り不備を直し手続きを行っている。不備を直し、その不備を次回の書類準備の時に気の時にを次回の書類準備している。まだこの国が独立して10年で、制度を整備している。また同時に任っているために、法制度に多少の不備があるのは仕方がないのではないか。10年で完璧な制度を作ることは非常に難しいと思う。私自身93年よりリトアニアに住んでいるが、この7年間での法制度の整備は非常に素晴らしいと考えている。

EU加盟に関しては、問題とは考えていない。まず人件費の上昇であるが、これに関してはすでにポルトガル、チェコ、ハンガリーなどの人件費の上昇を調査しているが、上昇は急激なものではない。フィリップ・モリスはチェコにも工場を持っているが、この経験からすると人件費の上昇が経営に大きな影響を与えることはないと判断している。もし急激な上昇があったとしても、労働者の勤労道

徳の高さを考慮すれば、それに見合った生産 性に到達できると考えている。投資インセン ティブに関しては、EU加盟後にもある程度 のインセンティブは存在すると考える。その ため、あまり大きな問題ではないであろう。 環境・労働環境に関する規定が厳しくなると いう声もあるが、現在このような問題を企業 として考えずして運営はできないと考えてい る。すでにフィリップ・モリス社では、ごみ の85%をリサイクルしているし、労働環境も リトアニアの規定よりはるかに上回った基準 を得ている。同時に他の中・東欧諸国に比べ ると、特にリトアニアの労働環境に関する規 定は厳しいだけでなく、検査官が工場に来て 検査を行うほど徹底しているため、EUに加 盟したために大きな変化がおこるとは考えら れない。

リトアニアのインフラは非常に充実してい る。まずクライペダ港はバルト3国唯一の不 凍結港であり、原料を輸入に頼っている外国 企業には非常に重要である。バルティヨス・ オートモビリュウ・テクニカ (Baltijos Automobiliu Technika、シーメンズの子会社 であるが、2001年7月1日より日系自動車部 品メーカーが同社の株の75%を取得)、マー ス(Mars、食品及びペットフード・米国) などの外資系企業がクライペダ地域に工場を 持っているのは、港へのアクセスのためであ る。またクライペダ港が旧ソ連時代に重要な 港であったこともあり、ロシア・CIS諸国へ の輸送が非常に容易であり、そのためクライ ペダ工場で生産したタバコをコーカサス諸国 へ輸出することを容易にしている。またクラ イペダは、ヨーロッパの線路幅と旧ソ連式線 路幅の変換地点である。空のアクセスも問題 はなく、ヴィルニュスの空港からは、ヨーロ ッパの主要都市ロンドン、アムステルダム、 コペンハーゲン、ウィーンなどへの便がある。 また工場のあるクライペダからは、パランガ (Planga)空港に近く、オスロ、ハンブルグ、

モスクワなどへの便がある。

電力に関しても全く問題ないが、場所によっては送電の設備のないところもあるため、 工場を建設するときには、電力へのアクセスがあるかどうかの確認を行ったほうがよい。 クライペダの工場が集積している地域は全く問題がない。リトアニアはイグナリナ原発が電力を豊富に生産しているために、安心である。またイグナリナ原発がEUの意向により閉鎖される方向であるが、閉鎖は段階的に行われると聞いており、大きな問題は発生しないと考えられる。特にクライペダ地域の電力は、ラトビア・カリニングラード(Kaliningrad、ロシアの飛び地)から供給されていると聞いており、イグナリナ原発の閉鎖問題もあまり関係がないと考えられる。

対ロシア関係についてはリトアニアが3国の中で、一番安定していると考えられる。これは国民に占めるロシア人の割合が、他の2カ国に比べ非常に少ないためである。またカリニングラードへは必ずリトアニアを通過しなければならないため、ロシアとリトアニアの関係は非常に良好である。

(3) ブラウン・アンド・シャープ・プリシジカ社 (Brown & Sharp Précizika)

アルギマンタス・バラカウスカス (Algimantas Barakauskas) 代表取締役

旧ソ連時代は科学関連の研究所であった。 リトアニアが91年に独立した後、技術開発の みでは生き残れないと考え、生産を行うこと を決定した。もともと研究所が計量機器を中 心としており、その分野で世界トップレベル にあるブラウン・アンド・シャープ社が、東 側マーケットへ進出するためのパートナーを 探していたために、ジョイントベンチャーを 設立することとなった。

現在株式の52%は米国のブラウン・アンド・シャープ社が所有、4%はリトアニアの研究所の創設者、44%はリトアニア側が所有

している。原料は現在、90%をドイツから、残り10%をロシア、リトアニア国内、チェコ、フィンランドなどから輸入している。以前は鋼鉄をロシアから輸入していたが、品質不備が多いため現在は99%ドイツから輸入している。1%はロシアから輸入しているが、これは東側マーケット向け製品の、あまり重要でないパーツに用いられている。製品の60%強を米国、約10%をスイスへ輸出しており、西側マーケット向けで生産の80%強となる。残りの20%はバルト諸国・CIS諸国など向けである。

ジョイント・ベンチャーが設立された当時、政府より投資インセンティブとして5年間の法人所得税免除を得た。それ以外のインセンティブは得ておらず、5年の期間も終了している。

現在までのところ、関税局などとの問題があったことはない。

EUに加盟後、人件費が上昇する恐れがあ るのは理解しているが、当工場での給料はリ トアニア平均よりも高いレベルにあり、多少 の人件費の上昇は全く問題ない。人件費が突 然あがることは考えられないので、これから 5~7年かけて社内の合理化などを行って人 件費上昇に対処することができるであろう。 現在労働組合は社内に存在していないが、も し結成されることがあっても大きな問題にな るとは考えられない。また労働環境などに関 する法律が厳しくなったとしても、すでに工 場はクリーンルームなど非常に高い基準を保 っていると同時に、現在グレードアップを計 画中である。基本的にリトアニアのEUへの 加盟は、巨大市場へのアクセスとなり、メリ ットであると考える。

インフラに関しては、全く問題がない。商 品の発送には、鉄道、トラック、船舶を利用 するが、全く問題ない。

5.終わりに

以上がリトアニアのEUへの加盟に向けての現在の取り組みをまとめたものである。状況は刻々と進展しており、2001年6月下旬にはリトアニアガス会社(Lietuvos Dujos)の民営化プランに関し中道連立与党内に不和がおき、パクサス首相(自由同盟)は辞任し、自由同盟は連立政権への参加を断念した。その結果連立与党であった新同盟(社会自由党)と元リトアニア共産党である民主労働党を含

む左派連合社会民主ブロックが左派連立政権を成立させ、7月4日に正式に1993年から1994年までリトアニア大統領であったブラザウスカス社会民主ブロック党首が首相になることが決定し、新内閣が組閣された。左派政権の誕生は国民の生活レベル維持に重点をおくために、現在のEU・NATO加盟に向けたリトアニアの改革実施のスピードがダウンする可能性もある。そのために、これからのリトアニアのEU加盟に向けた取り組みがより一層注目されるところである。

EU加盟でビジネス環境の好転を目指す(ルーマニア)

ブカレスト事務所―

ルーマニアは2007年のEU加盟を目標としているが、EUからは加盟基準を満たすための改革の遅れを指摘されている。ルーマニアに進出している外資系企業は、現在の投資環境に不満をもっているが、EU加盟による改善を期待している。

1.経済問題の克服がカギ

チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロベニア、エストニア、キプロスの6ヵ国がEU加盟に向けた交渉を開始した97年、ルーマニアは新規加盟対象国の第1陣の対象から外された。その時点で、ルーマニアが近い将来に経済基準を達成することが困難と判断されたからである。

欧州委員会は99年10月、ルーマニアのEU 加盟準備の進捗状況を分析した年次報告書、第2回プログレス・レポートを発表した。その後、ルーマニアの加盟準備における中短期的な優先事項を定めたEUとのパートナーシップ協定が採択された。99年12月のヘルシンキ首脳会議において、EUはスロバキア、ブルガリア、ラトビア、リトアニア、マルタの5カ国とともに、ルーマニアとの加盟交渉を

開始することを決定した。

ルーマニアのEU加盟にとってカギとなるのは経済問題であるが、この点に関して進展が見られる。民営化は近年加速しており、構造改革進展の兆しも見られる。国営通信社ロムテレコムの株式35%売却や国営自動車メーカー・ダチアのルノーへの売却など、大規模な民営化も行われている。EU加盟はルーマニアにとって極めて大きなインパクトを持つものであり、今後の成長に大きな役割を果たすことが期待されている。

制度や法律面でのEUへのハーモナイゼーションについて、EUは年次報告書でルーマニアの改革の進展が遅いことを指摘している。

EU加盟準備を進めるにあたり、ルーマニアはEUから次のような支援を受けている。

加盟準備段階における資金援助として、PHARE(技術援助)、SAPARD (農業支援)およびISPA(輸送インフラ支援)の3つの支援プログラムがある。これらの支援プログラムによる資金援助は無償で行われるものであり、毎年ルーマニアのGDPの2%に達すると見られている(2005年前後にはGDPの3.5%に達

する可能性がある)。

EU加盟国とルーマニアとの行政レベルでの姉妹提携(ツイニング)協定を通じて技術的な指導や助言が行われる。また、IMFや世界銀行などの機関との協力を通じても助言や指導が行われる。

IMFおよび世界銀行に対し、短期(1年)のスタンドバイ取り決めではなく、中期的にルーマニア支援に乗り出すよう、EUの支援が得られる。

そのほか、ルーマニアのEU加盟が実現すれば、EUからの一層の資金援助が期待できることに加え、単一通貨への参加基準を満たすための経済構造改革が進展する過程で、低金利・通貨安定・インフレ抑制が促進されることになる。

ルーマニアのEU加盟への取り組みは、中期 開発戦略の中で打ち出されている。この戦略 に盛り込まれた施策は、機能する市場経済お よびEU基準への準拠を最終目標としている。

2.外資系企業はビジネス環境に厳しい評価

ルーマニアに進出している外資系企業(特にEU域外からの進出企業)はルーマニアの投資環境の現状をどのように見ているのか、また、ルーマニアのEU加盟によって投資環境はどのように変化すると見ているのか。このような点を明らかにするために、ジェトロ・プカレストはルーマニア輸出入連盟に依頼し、ルーマニアに進出している外資系企業に対してインタビュー調査を実施した。また、外資系企業のほか、ルーマニアの外国人投資家協会(Association of Foreign Investors)および外国人投資家協議会(Foreign Investors Council)から意見を聴取した。

今回実施した外資系企業に対するインタビュー調査の結果をまとめると、おおよそ次のようになる。

国際市場におけるルーマニアの信頼性は高いとはいえないのが現状である。そのため、外国資本は、ルーマニアへの市場参入にそれほど積極的ではない。

ルーマニアの信頼性が低い原因は、政治の不安定さ、官僚主義、公共機関における非効率性、IMFおよび世界銀行との合意をルーマニア側が実施しきれないことなどがある。こうした理由もあって、コルゲート・パーモリーブ、チェース・マンハッタン、BNPドレスナー銀行、アモコなどの有力外資系企業がルーマニアからすでに撤退している。

また上記の信頼性の欠如は、ルーマニアのEU加盟プロセスにおいても大きな障害である。

調査した外資系企業は、ルーマニアが、こうした信頼性の欠如を克服するために加盟の 前段階において次のような対策をとる必要が あると考えている。

- ・内外の投資に支えられた確実な経済成長
- ・諸制度および経済政策の信頼性の向上
- ・EU基準に準拠した一貫性のある政策の 実施
- ・市場競争の促進、取引コストの低減、 財政負担の軽減のためのビジネス環境 の整備
- ・公益事業の改善
- ・環境事故のリスクを除去し、汚染を低減 する長期プログラムの実施
- ・所有権の明確な規定と法執行のための司 法体制・行政体制の確立

そのほか、特に投資誘致の面では、 優遇措置の強化を目的とした直接投資法の改正(注)、

⁽注)従来の直接投資法は、5,000万ドル以上の投資について個別交渉にて優遇措置を付与していたが、2001年7月に施行された新直接投資法は、100万ドル以上の投資に対して付与する優遇措置を打ち出している(利益の海外送金額は無制限、設備の輸入関税の免税等)。

税制の簡略化が重要と指摘する外資系企業もあった。

ルーマニアが2007年以降、EUに正式加盟 した場合には、経済・法律・制度・環境の枠 組みがEU基準に整合化され、EU内外からの 外国資本にとって良好なビジネス環境が保証 される、というのが一般的な評価である。こ の良好なビジネス環境とは、高い安定性を伴 う経済関連の法体系、真の自由市場経済、高 い信頼性を伴う公共制度、国際標準に準拠し た会計制度、近代的なインフラシステム、公 務員体質の抜本的な改革、および外資誘致策 の拡大と安定を指す。

ただし、インタビューした外資系企業は、 ルーマニアにおける投資の法的枠組みは現 状では不十分、 投資優遇措置が差別的に適 用されている(注)(優遇措置が「個別的な」判 断により受けられたり、受けられなかったり 過度な官僚主義が妨げとなってい する) る、などと現在のルーマニアのビジネス環境 に対して概して厳しい評価を下している。し かし一方では、94年71号法律による大型投資 に対する優遇措置や94~95年に実施された新 事業に対する財政的優遇措置は自社の事業展 開にとって有益であったと評価する意見もあ り、また、政府提案の新しい投資優遇措置(注) および中小企業に対する特別の配慮は、国内 外からの投資の呼び水となるとして積極的に 評価する意見も見られた。そのほか、金融の 分野では、98年7月以降実施されている金融 関連の法的枠組みは、金融セクターの健全化 に貢献したとして評価する意見もあった。

ルーマニアのEU加盟によって、ルーマニ ア市場で事業展開している、あるいは今後市 場参入を予定している外資系企業にとって は、主に次のような点でビジネス環境に変化が生じると考えられる。

ルーマニアと他のEU諸国との間で関税が全面的に撤廃されるので、単一市場域内における財・サービス・労働力の自由な移動が促進される。

ルーマニアに進出する外資系企業は、現EUへの輸出で恩恵を受けると同時に、事業活動の展開に必要な財・技術を現EUから関税なしで輸入することができる。また、ルーマニアがEUとの間で締結している欧州協定により、現在でもEUからの輸入には低関税率が適用されている。

ルーマニアがEUに加盟した場合、原料その他をEU域外からルーマニアに輸入する際は、EUの関税規則の対象となる。

EU域内における労働力の自由移動を考慮すると、ルーマニアにおける人件費は長期的には着実に増加することが予想される。ルーマニアにおける生活水準の上昇も予想されるが、これも人件費上昇の一因となるであろう。ただし、インタビューした外資系企業はルーマニアにおける人件費の上昇を大きな問題とは見ていなかった。

ルーマニアにおける今後の経済発展と個人 所得の上昇が国内市場の拡大に貢献し、外資 系企業の国内市場における売上げにも好影響 を及ぼすと考えられる。

外資系企業のルーマニアにおける事業展開 戦略は、ルーマニアのEU加盟後に直面する 西欧企業との厳しい競争を考慮する必要があ る。インタビューした外資系企業(自動車・ 同部品の輸入販売)は、あらゆる市場におい て欧州トップクラスの企業と競合することに なると考えている。